

## ○病気（休職）

### ・概要

- (1) 心身の故障のため長期療養を要する場合等、職員としての身分を保有したまま職務に従事しないことを認められた場合

### ・関係法令等

- (1) 地方公務員法第28、49条
- (2) 教育公務員特例法第14条
- (3) 福島県市町村立学校職員の分限に関する条例
- (4) 職員の給与に関する条例第19条
- (5) 地方公務員等共済組合法第42、53、54、68条

### ・手続

事項	処理時期	手続先	手続内容
結核性以外の疾患	1か月前まで	地教委	◇休職する場合 (1) 休職についての意見書 4部作成 3部提出 添付書類 * 本人の休職願 3部 * 医師の診断書 原本1部、コピー1部 精神科疾患の場合、上記以外に * 医師の診断書（人事事務の手引No.54） 原本1部、コピー2部 * 校長の観察経過報告書（人事事務の手引No.55） 原本1部、コピー1部
	3か月毎	県教育庁	◇状況報告（精神科疾患のみ） (1) 状況報告書 3部 添付書類 * 医師の診断書（人事事務の手引No.56） 原本1部、コピー2部 （神経精神障害用）
	休職期間終了1か月前まで	地教委	◇休職期間を延長する場合 (1) 休職期間延長についての意見書 4部作成 3部提出 添付書類 * 本人の休職期間延長願 3部 * 医師の診断書 原本1部、コピー2部 精神科疾患の場合、上記以外に * 医師の診断書（人事事務の手引No.56） 原本1部、コピー2部 * 状況報告書（人事事務の手引No.57） 3部  ◇復職する場合 (1) 復職についての意見書 4部作成 3部提出 添付書類 * 本人の事故止届 3部 * 医師の診断書 原本1部、コピー2部 精神科疾患の場合、上記以外に * 医師の診断書（人事事務の手引No.56） 原本1部、コピー2部 * 状況報告書（人事事務の手引No.57） 3部 ※ 他に審査委員医師と本人・家族・校長との面接が必要
	給与	教育事務所	◆ 休職中の給与は次のとおりになる (1) 公務疾病による場合 → 給与の全額支給 (2) 公務外結核性疾患による場合 → 満2年までの給料・扶養手当・地域手当・住居手当・期末手当・寒冷地手当及び教職調整額の100分の80支給 (3) (1)、(2)以外の心身故障による場合 → 満1年までの給料・扶養手当・地域手当・住居手当・期末手当・寒冷地手当及び教職調整額の100分の80支給

事項	処理時期	手続先	手続内容
結核性以外の疾患	昇給内申時	教育事務所	<p>(1) 昇給内申書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 休職期間が30日を超える場合は、標準未満の号給数の昇給となるため次の添付書類を要する <ul style="list-style-type: none"> <li>* 勤務日数明細書</li> <li>* 週休日の振替・4時間の勤務時間の割振りの変更簿の写</li> <li>* 休職等期間の調整調書の写</li> </ul> </li> </ul>
福利厚生	随時	福利課（教育事務所経由）	<p>(1) 傷病手当金請求書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 給料が無給になった日から1年6か月間、勤務できない期間1日につき支給開始日の属する月以前12月の標準報酬額の平均額×1/22×2/3支給される ただし、同一の傷病について障害厚生年金・老齢厚生年金・障害手当金等の支給を受けることになった場合は調整して（差額が）支給される</li> </ul> <p>添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 医師の証明及び報酬支給証明（請求書裏面）</li> <li>* 申出書</li> <li>* 出勤簿の写し（初めて請求する場合）</li> </ul> <p>(2) 傷病手当金附加金請求書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 傷病手当金の支給期間が満了した日の翌日から6か月間、傷病手当金と同額支給</li> </ul>

以下余白